政策担当秘書制度のご案内

参議院事務局庶務部議員課
平成２９年３月

政策担当秘書制度とは

政策担当秘書制度は、国会改革の一環として、平成５年の国会法改正により、国会議員の政策活動を直接補佐する秘書を設けて、国会議員の政策立案・立法調査機能を高めるために創設されました。

これにより、各国会議員は、公設秘書として、職務の遂行を補佐する２人（第一秘書・第二秘書）に加え、主として政策立案及び立法活動を補佐する秘書として政策担当秘書１人を付することができるようになりました(国会法第132条第２項)。

※国会議員の秘書は、国が給与等を支給するいわゆる公設秘書と、その他のいわゆる私設秘書に分けられます。

政策担当秘書は、国会の政策担当秘書資格試験委員会（参議院及び衆議院が合同で事務を行う。）が実施する資格試験の合格者、又は、国会議員が申請する各議院の選考採用審査を受けた認定者の中から採用されます。

○政策担当秘書制度概要図

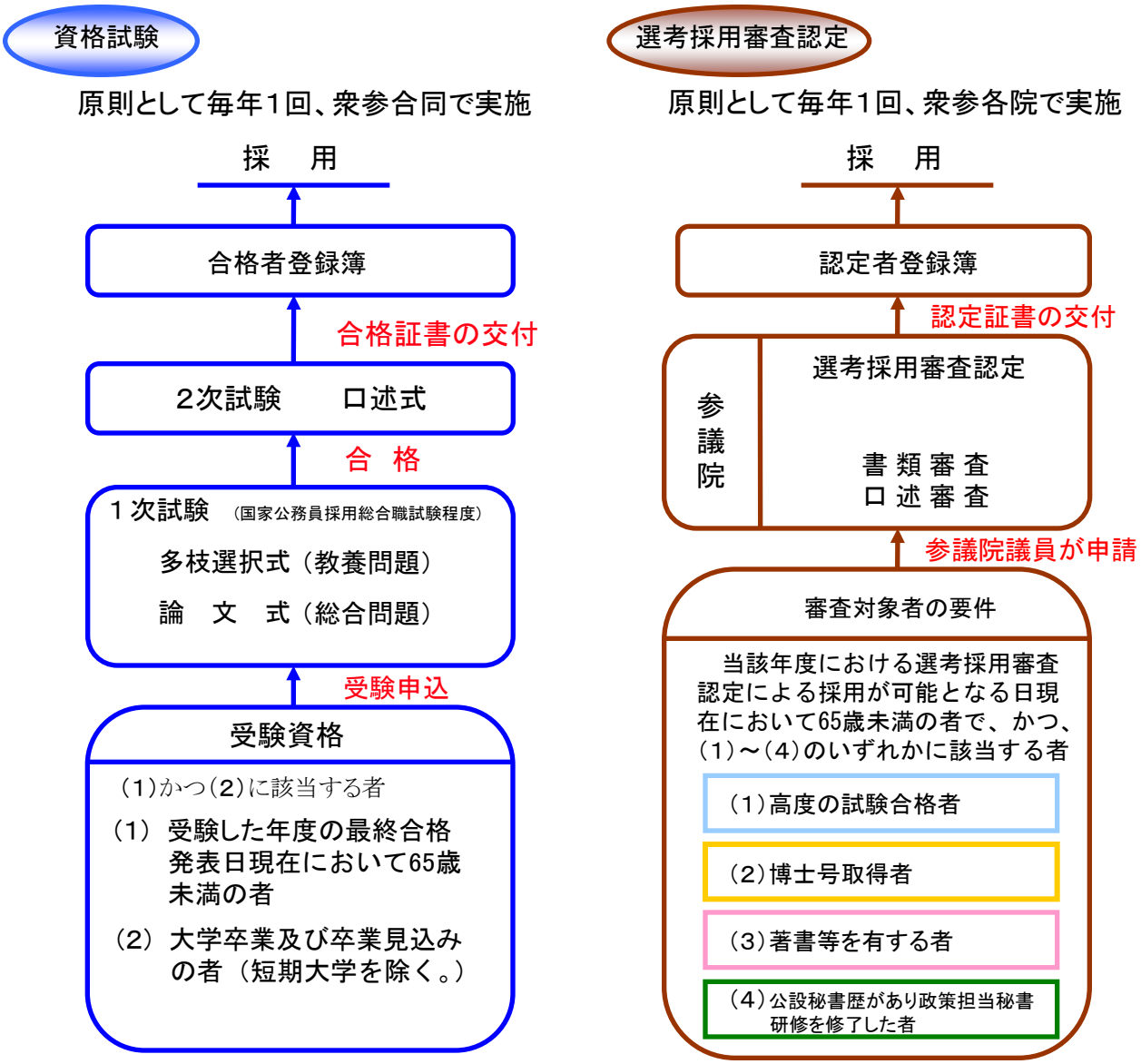

資格試験

政策担当秘書（いわゆる「政策秘書」）に必要な知識及び能力を有するかどうかを判定する国家試験です。国会の政策担当秘書資格試験委員会（参議院及び衆議院が合同で事務を行う。）が原則として毎年１回実施します。

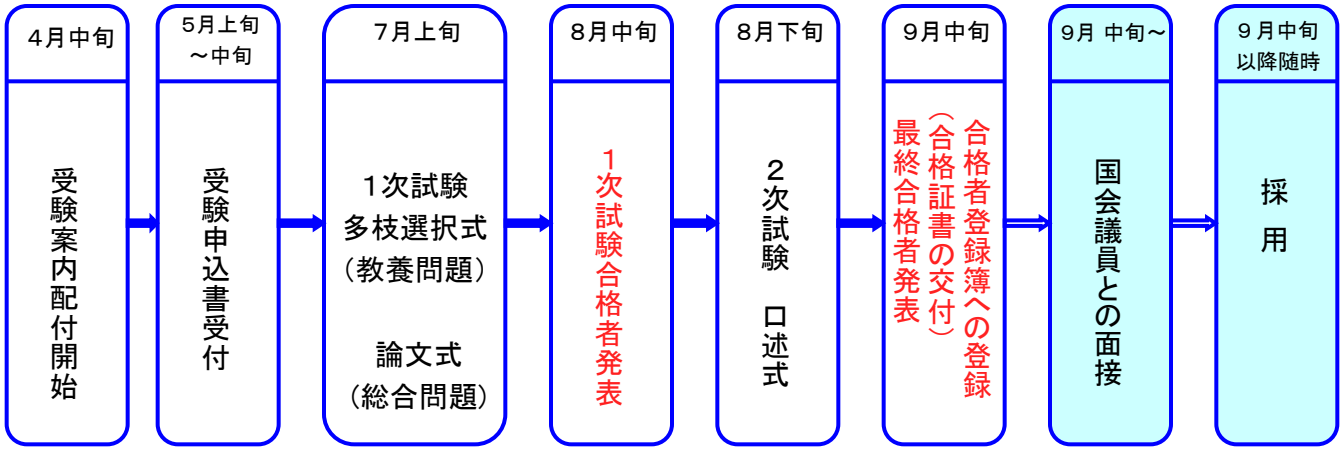

○受験資格

（1）資格試験を受験することができるのは、受験した年度の最終合格発表日現在において65歳未満の者で、かつ、次のいずれかに該当する者です。

①大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び翌年３月までに大学卒業見込みの者

②政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

（2）次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

①日本国籍を有しない者

②成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者

④公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から２年を経過しない者

○試験内容

（1）第１次試験（国家公務員採用総合職試験程度）

・多枝選択式（教養問題）‥‥40問

国会議員の政策担当秘書に相応した高度で幅広い内容を有する多枝選択式試験（社会科学、人文科学、自然科学、時事、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）

・論　文　式（総合問題）‥‥3問のうち1問は必須、残りの2問中1問を選択

国会議員の政策担当秘書として必要な高度な企画力・分析力・構成力等を見る総合的な論文式試験

※多枝選択式試験の例題及び論文式試験の過去問・出題の趣旨は、参議院ホームページ（http://www.sangiin.go.jp/「ご案内」→「政策担当秘書資格試験」）に掲載されています。

（2）第２次試験（第１次試験合格者に対して行う。）

・口　述　式

○最終合格後

試験に最終合格した者は、合格者登録簿に登録されます。

この合格者登録簿及び採用希望のある合格者が提出する履歴書を基に、採用を検討中の国会議員が合格者に面接の設定等の連絡をします。また、合格者が採用先として希望する国会議員がいる場合には、直接連絡をとることができます。

なお、本試験はあくまでも資格試験であり、合格により採用が担保されているわけではなく、採用・解職については国会議員が決定することになります。

国会議員政策担当秘書資格試験実施状況一覧（過去１０年）

	受験申込者数	第１次試験受験者数	論文式採点対象者数	第１次試験合格者数	最終合格者数	対申込者合格率	対受験者合格率	合格者平均年齢
平成19年度	555名 (88名)	331名 (46名)	90名 (6名)	31名 (1名)	29名 (1名)	5.2%	8.8%	31.3歳
平成20年度	500名 (63名)	304名 (31名)	87名 (2名)	24名 (2名)	24名 (2名)	4.8%	7.9%	29.5歳
平成21年度	482名 (71名)	288名 (44名)	78名 (5名)	22名 (2名)	22名 (2名)	4.6%	7.6%	32.4歳
平成22年度	513名 (75名)	328名 (35名)	73名 (7名)	23名 (1名)	23名 (1名)	4.5%	7.0%	31.2歳
平成23年度	423名 (60名)	274名 (38名)	68名 (6名)	22名 (3名)	22名 (3名)	5.2%	8.0%	33.2歳
平成24年度	392名 (50名)	264名 (29名)	78名 (6名)	28名 (3名)	26名 (3名)	6.6%	9.8%	34.0歳
平成25年度	387名 (51名)	236名 (30名)	65名 (5名)	19名 (1名)	19名 (1名)	4.9%	8.1%	35.7歳
平成26年度	325名 (46名)	194名 (25名)	54名 (2名)	18名 (1名)	18名 (1名)	5.5%	9.3%	38.3歳
平成27年度	297名 (49名)	183名 (20名)	51名 (3名)	18名 (3名)	17名 (3名)	5.7%	9.3%	36.3歳
平成28年度	310名 (43名)	189名 (21名)	56名 (2名)	20名 (0名)	20名 (0名)	6.5%	10.6%	29.0歳

（　　）内は、女性を示す内数。合格者平均年齢は、最終合格者発表日現在。

選考採用審査認定（参議院）

能力、経験、資格等について一定の社会的評価を得ている者を審査対象とし、政策担当秘書として採用するに相応しいかどうかについて選考採用審査認定を行います。

選考採用審査認定の申請は、国会議員が行い、申請に基づいて各議院の選考採用審査認定委員会が原則として毎年１回選考採用審査認定を実施します。

選考採用審査認定委員会が認定した者は、認定者登録簿に登録されます。

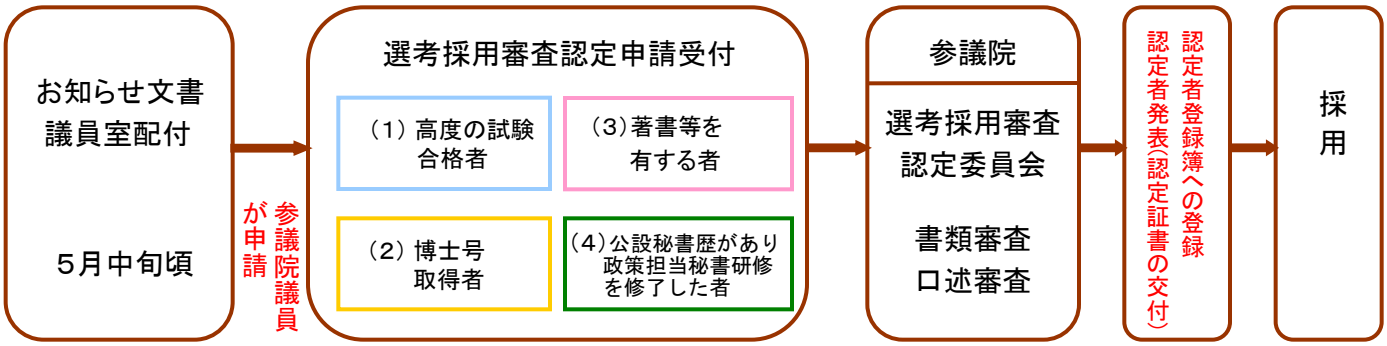

選考採用審査認定を受けることができるのは、当該年度における選考採用審査認定による採用が可能となる日現在において65歳未満の者で、かつ、次の（1）～（4）のいずれかに該当する者です。

（1）高度の試験合格者

司法試験、公認会計士試験、国家公務員採用Ｉ種試験若しくは外務公務員採用Ｉ種試験又は選考採用審査認定委員会が定める試験のいずれかに合格している者

※国家公務員採用総合職試験を含みます。

（2）博士号取得者

博士の学位を授与されている者

※法科大学院の課程修了者が授与される法務博士は、専門職学位であるため該当しません。

（3）著書等を有する者（①かつ②に該当する者）

①国若しくは地方公共団体の公務員又は会社、労働組合その他の団体での在職期間が通算して10年以上である。

②専門分野における業績が顕著であると客観的に認められる著書等がある。

※著書等は、審査対象者の氏名が執筆者として記載されている著書、論文、解説を３点以上必要とします。

※専門分野に関して学会誌等の専門誌又は雑誌、新聞、機関誌に掲載された論文、解説も含まれます。ただし、自費出版、社内誌、同好会誌、ミニコミ誌、その他広く一般に流通していないものに掲載されたものは除かれます。

（4）公設秘書歴があり政策担当秘書研修を修了した者

一定期間以上の公設秘書（第一秘書・第二秘書）歴がある者で、かつ、各議院事務局が実施する政策担当秘書研修を受講し、その修了証書の交付を受けている者

次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

①日本国籍を有しない者

②成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者

④公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から２年を経過しない者

政策担当秘書研修（参議院）

一定期間以上の公設秘書歴を有する者について、政策担当秘書の選考採用審査認定を申請しようとする国会議員が政策担当秘書研修の受講を申請します。

この研修を受講し、修了試験に合格した者には、修了証書が交付され、選考採用審査認定を受ける審査対象者としての要件を備えることになります。

各議院事務局が、政策担当秘書に必要な知識及び能力を付与することを目的として、原則として毎年１回実施します。

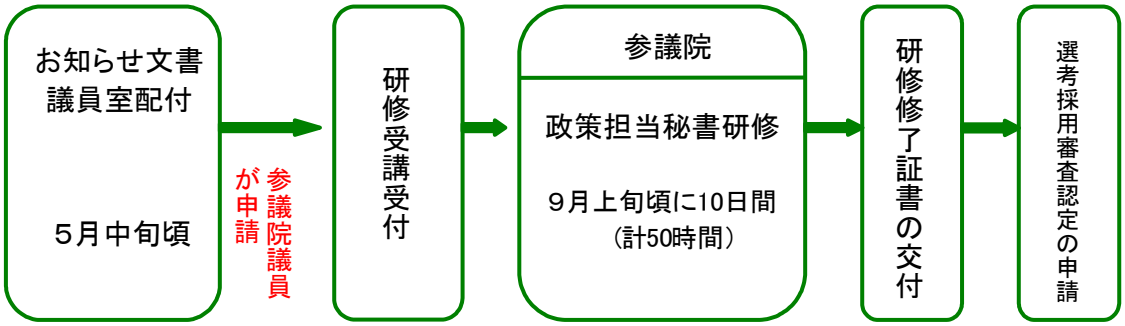

○受講要件

政策担当秘書研修を受けることができるのは、当該年度における選考採用審査認定による採用が可能となる日現在において65歳未満の者で、かつ、次の（1）又は（2）に該当する者です。

（１）公設秘書（第一秘書・第二秘書）として在職した期間が10年以上の者
（２）公設秘書（第一秘書・第二秘書）として在職した期間が５年以上10年未満で、次の①～③に従事した期間と合算して10年以上の者
　① 政党職員（国会議員が所属している政党の職員）
　② 私設の議員秘書
　③ 国若しくは地方公共団体の公務員又は会社、労働組合その他の団体の職員として従事した政策立案、調査研究の職務

※現職公設秘書の在職期間は研修後における最初の選考採用審査認定が行われる月現在で算定します。
（２）に該当する者の場合、申請する議員の証明及びその議員の属する政党又は会派の確認が必要です。

○研修の内容

学識経験者等による政策形成講義、常任委員会調査室による政策課題講義、国立国会図書館、参議院法制局等による政策実務講義、研修受講者間での政策討議、最後に修了試験として修了論文作成を行います。

勤務条件等

職務内容

主として国会議員の政策立案・立法活動等をより専門的な立場から補佐するための研究調査、資料の収集分析並びに作成等にあたります。

給　与

国会議員の秘書の給与等に関する法律に基づき、同法別表第一の１級２号給（平成28年４月現在　月額433,680円）以上の給料が支給されます。このほか、同法の定めるところにより、諸手当（通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当）が支給されます。

福利厚生

健康保険、厚生年金、財形貯蓄等の制度が整えられています。

身　分

国が給与等を支給する公設秘書である政策担当秘書は、採用方法や職務内容の特殊性から、特別職国家公務員と位置付けられます。
採用されている国会議員の退職等に伴い、議員秘書としての身分は失いますが、資格は失われないので、改めて他の国会議員に採用されることが可能です。

兼　職

公設秘書である政策担当秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営むことはできません。
ただし、採用議員が秘書の職務遂行に支障がないと認めて許可した場合には、兼職することが認められます。この場合、兼職先、報酬の有無及び額等を議長に届け出て公開することとなっています。

その他

上記以外の勤務時間等詳細については、採用する国会議員と協議の上決定されます。

登録の抹消

登録者が死亡したとき、後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき、禁錮以上の刑に処せられたとき、日本国籍を有しないこととなったとき、不正の手段により登録を受けたことが発覚したときには、登録が抹消されます。